



ねんきん特別便に関するQ&A

Q1 国民年金の手帳には昭和35年10月取得と記載されているのに、国民年金の納付月額が昭和36年4月より後の月数しかないのは何故ですか。

A 国民年金制度は、昭和35年10月から半年間の準備期間を経て、昭和36年4月から保険料を納めていただいております。

そのため年金手帳の資格取得年月日が昭和35年10月1日から昭和36年3月31日となっている場合であっても、「年金加入記録のお知らせ」には、昭和36年4月からの国民年金の納付月数が書かれています。

Q2 共済組合等に加入していた記録のうち、昭和36年4月前の記録と60歳以降の記録の記載がありません。加入していたはずなので、調べていただけませんか。

A 共済組合の加入期間をお持ちの方が、社会保険庁でお支払いをしている年金(老齢基礎・老齢厚生年金)の裁定請求書を提出する際には、ご自身が各共済組合から発行を受けた「年金加入期間確認通知書」を添えて裁定手続きをさせていただいております。

この度送付しております「ねんきん特別便」に記載されている共済組合等の加入記録は、その確認通知書に基づき収録した記録をお送りしています。共済組合員期間は、基礎年金の計算の基礎となるものですが、その対象となる期間は、昭和36年4月以降に加入された期間で、かつ20歳から59歳までの期間となります。このため、昭和36年4月前及び60歳以降の共済組合員期間の記載がない場合であっても、社会保険庁がお支払いする年金の額に影響はありません。

そうした場合は、お送りした「ねんきん特別便」に記載されている厚生年金や国民年金の加入記録に漏れや訂正があるかどうかをご確認の上、ご回答くださいますようお願いいたします。

また、共済制度からの加入期間のお知らせが順次送付される予定ですが、その送付時期については各共済組合にお問い合わせください。

Q3 「年金加入記録照会票」を“訂正がある”で送付しました。その返事はいつ頃もらえますか。

A 現在「年金加入記録照会票」の内容に基づき調査を行っていますが、調査後の記録整備・送付準備を含めると、調査結果を反映した「被保険者記録照会回答票」がお手元に届くまで、場合により相当の期間が必要となります。調査の内容により異なりますが、3~4ヶ月でお知らせできる場合もありますが、特に複雑な調査を必要とする場合には、長ければ1年程度の期間を要することもありますのでご了承願います。

Q4 記録に漏れがあり、年金額の再計算の手続きをしましたが、年金が支払われるまでどのくらいかかりますか。

A お待たせして申し訳ございません。記録を正しくしたあと年金額を再計算いたしますが、再計算後の年金額との差額をお支払いするのに、およそ半年ほどかかっております。また、5年以上遡ってお支払いするものについては、一旦5年以内のものをお支払いした後、更に3~4ヶ月要しております。
大変長くお待たせして申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

Q5 「ねんきん特別便」の「ご回答のお願い」(勸奨はがき)が届きました。具体的には何をすればいいのでしょうか。

A 3月までに「ねんきん特別便」をお送りしましたが、ご回答いただいていない方に「はがき」でご照会しております。(既に回答がお済みで、行き違いの場合は、何卒ご容赦願います。)
年金受給者の方に新たな記録が見つかり、年金額を再計算する必要がありますので、お送りした「年金特別便」をご確認いただき、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

Q6 本人が社会保険事務所に来所出来ない場合に持参する「委任状」に決まった書式はありますか。

A 委任状の様式は社会保険事務所の窓口にも用意しておりますが、次の内容を記載し、委任する方の自署または記名・捺印をいただければ、便せん等でも構いません。

●委任する方

基礎年金番号(年金コード)、氏名、住所、生年月日及び委任する内容

●代理人(委任される方)

氏名、住所、本人との関係(隣人、友人でも構いません。)

なお、代理人の方が委任された本人であることを確認させていただく必要がありますので、運転免許証などをご持参ください。

また、ご自分で委任状を書けない場合は、住民票や保険証など家族であること分かる書類、ご本人が自分の障害により来所できないこと分かる書類をお持ちいただき、ご相談ください。

社会保険庁ホームページの「年金特別便」コーナーもぜひご覧ください。

<http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/tokubetsubin/index.html>

■お問い合わせ:大曲社会保険事務所 〒014-0027 大仙市大曲通町6-26 TEL0187(63)7952

仙北市の医療費(4月診療分)

●国 保

世帯数	5, 4 4 6 戸
被保険者数	1 0, 5 6 3 人
総医療費	1 7, 9 3 4 万 2 千円
1人あたり医療費	1 6, 9 7 6 円

●福祉医療

受給者	3, 2 2 8 人
個人負担への助成額	1, 8 8 3 万 2 千円
1人あたり助成額	5, 8 3 4 円

●後期高齢者医療被保険者数

5月1日現在	5, 4 7 9 人
--------	------------